

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の内容

(1) 業務名

令和 8 年度とっとり G X バイオプラットフォーム形成推進業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の仕様

令和 8 年度とっとり G X バイオプラットフォーム形成推進業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）別紙 1「令和 8 年度とっとり G X バイオプラットフォーム形成推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

(4) 予算額

金 1 7, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）※変更の可能性あり

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 法人格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

（ア）「各種調査委託」の「その他」

（イ）「その他の委託等」の「監査・コンサルティング」

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 8 月 21 日（金）正午までに、原則として、とっとり電子サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。なお、この際、すぐに本プロポーザルに参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に連絡すること。

エ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果

的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成事業者が法人格を有すること。

イ 共同事業体の全ての構成事業者が(1)のイを満たしていること。

ウ 構成員の1以上の者が令和6年鳥取県告示第 507 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

(ア)「各種調査委託」の「その他」

(イ)「その他の委託等」の「監査・コンサルティング」

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同事業体が本プロポーザルに参加しようとするときは、構成員のいずれかが鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 8 月 21 日（金）正午までに、原則として、とっとり電子サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。なお、この際、すぐに本プロポーザルに参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に連絡すること。

エ 共同事業体のすべての構成事業者が（1）のエからカまでの条件を満たしていること。

オ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 審査方法等

別紙 2「業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

4 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 7 階

鳥取県商工労働部商工政策課

電 話 0857-26-7565

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、本件調達の公告日から令和 8 年 8 月 28 日（金）までの間、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>) に掲載するとともに、希望者には、プロポーザル実施要領 3 のとおり直接交付する。

5 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 5 時までに、プロポーザル実施要領 5 による参加表明書等を 4（1）の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

また、郵送、電子メール又はファクシミリによる場合は、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。

なお、参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 14 日（月）までに参加表明書等の提出者に通知する。

(2) 企画提案書の提出

上記（１）の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、本件調達の公告日から同年９月２４日（木）までの間にプロポーザル実施要領７（１）に記載する企画提案書等を作成の上、４（１）の場所に持参又は郵送により提出すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）。

なお、郵送による場合は、受付期間の最終日の午後５時までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による場合は、受付期間の最終日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までに提出すること。

6 企画提案のプレゼンテーションの実施

企画提案の審査に当たり、提案者は審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

- （１）日時 令和８年１０月１日（木）（予定）
- （２）場所 鳥取県庁第二庁舎内の会議室（鳥取市東町一丁目 271）
- （３）その他

正式な開催日時、集合場所及び集合時間は、別途参加表明者に通知する。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

7 契約の締結

３により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、３により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 契約保証金

受注者は、契約保証金として本業務に係る委託料の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

- （１）次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア ２の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ ５（１）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後５時を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

オ １（４）に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。

- （２）参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

- （３）著作権の取扱い

ア ３により最優秀提案者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ ３により最優秀提案者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

- （４）その他

ア 詳細は、プロポーザル実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。